

**「神出山田自転車道における自転車イベント」企画・運営業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務名称

「神出山田自転車道における自転車イベント」企画・運営業務（以下「本業務」という。）

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市の北区と西区に位置する「神出山田自転車道」は、都心部から車で約 30 分の里山に位置し、豊かな自然や伝統文化が息づく沿線地域の魅力を感じることのできるサイクリングロードである。

本業務では、神出山田自転車道での自転車の楽しみ方及び周辺地域の魅力を市民・観光客に周知するとともに、神出山田自転車道シェアサイクルの利用者数の増加を目指す。

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約上限額

金 1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「契約書案（頭書及び委託契約約款）」参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格等

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続を行っていない者であること。
- (3) 企画提案書の提出時点において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に該当する団体でないこと。
- (6) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) 各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者を決定することとし、代表者及び構成員が上記(1)から(7)を全て満たすこと。また、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。
- (9) 単体で応募する企業は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、複数の共同企業体の構成員として参加することはできない。

5. スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 公募要領等の配布開始 | 令和8年4月13日（月） |
| (2) 参加申請及び質問受付期限 | 令和8年5月7日（木）午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年5月12日（火）予定 |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着） |
| (5) 事業者選定委員会参加可否の通知 | 令和8年6月3日（水）予定 |
| (6) 事業者選定委員会（プレゼン審査） | 令和8年6月11日（木）予定 |
| (7) 委託予定事業者の決定 | 令和8年6月中旬予定 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和8年6月下旬予定 |

6. 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請書の提出
 - ① 提出期限 令和8年5月7日（木）午後5時まで
 - ② 提出先 神戸市経済観光局観光企画課（kobe_tourism@city.kobe.lg.jp）

③ 提出書類

次の a～f に掲げるものを、紙及びデータ（PDF 形式）で提出すること。また、データ容量が大きく、送付できない場合は本要領 8 の担当部署まで連絡すること。なお、神戸市の入札参加資格がある場合、又は直近 1 年以内に神戸市経済観光局観光企画課に別件契約又はプロポーザルのために提出している書類若しくは受託実績があり、かつ内容に変更がない場合は、下記 b 及び d の提出は不要とする。

a. 参加申請書兼誓約書（様式第 1 号）

b. 法人登記簿謄本（提出してから起算して 3 カ月以内のもの）

c. 団体概要（様式第 2 号）

※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可とする。

※共同企業体の構成団体は（様式 5 号）を使用すること。

d. 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近 1 年分、写しでも可）

※滞納がないことを証明する納税証明書によること。

※国税（法人税、消費税および地方消費税）の詳細について国税庁ホームページを参照すること（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）。

※当該市町村にて上記様式がない場合は各市町村税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

e. 神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 3 号）

f. 共同企業体結成届出書（様式第 4 号）

※共同体企業による参加申込の場合のみ提出すること。

※共同体企業による参加申し込みを行う場合は、全ての構成員について、上記 b～e を提出すること。

④ 提出方法

郵送、持参及び E メール

⑤ 提出部数 各 1 部

(2) 質問の受付

① 提出期限 令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 5 時まで

② 提出方法 郵送、持参または E メール

③ 提出先 神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館 9 階）

kobe_tourism@city.kobe.lg.jp

④ 提出書類 質問表（様式第 6 号）

※応募（企画提案）にあたり、本質問票の提出は必須ではない。

⑤ 回答方法

参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を令和 8 年 5 月 12 日（火）午後 5 時までに電子メールにて送付する。なお、質問者の事業者名は公表しない。

⑥ その他

神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書・見積書の提出

- ①提出期限 令和8年5月29日(金)午後5時まで(必着)
- ②提出先 神戸市経済観光局観光企画課 (kobe_tourism@city.kobe.lg.jp)
- ③提出方法 郵送、持参またはEメール
- ④企画提案書
 - ア. 様式自由・A4サイズで印刷可能なもの。
 - イ. 企画提案書は、合わせて概ね20ページ以内に収め、必ずページ番号を付記すること。
 - ウ. 企画提案書は「神出山田自転車道における自転車イベント」企画・運營業務委託仕様書を踏まえて提案すること。
 - エ. 企画提案書の必須記入項目は、下記のとおりとする。
 - a 企画全体のコンセプト、目標集客達成に向けたアプローチ等
 - b イベントに関する計画
 - c 広報・PRに関する計画
 - d 本業務の実施スケジュール
 - e 運営体制(業務責任者を明記)
- ⑤見積書・収支計画
 - ・様式任意・A4で印刷可能なもの。
 - ・内訳がわかるように記載すること。
 - ・パンフレット及びPRツールの著作権譲渡費用の見積額を記載すること。
- ⑥その他補足資料(様式自由、A4サイズで印刷可能なもの)

6. 選定方法・結果の通知・契約

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価ポイント	配点
提案に関する配点	<p>①業務目的への理解度 [10点]</p> <ul style="list-style-type: none">・神出山田自転車道への誘客をはかり、地域の魅力を効果的に発信できる企画となっているか。・業務の目的およびその内容を十分に理解したものになっているか。 <p>②目標集客の実現性 [10点]</p> <ul style="list-style-type: none">・目標とする集客数の達成が見込める実現性のある手法となっているか。 <p>③企画内容 [30点]</p> <ul style="list-style-type: none">・参加者誰もが楽しめる企画になっているか。・イベントの仕組みは参加者にわかりやすいか。・実際に神出山田自転車道及び周辺を訪れたくなるようなイベントや仕掛けか。	70点

	<ul style="list-style-type: none"> ・神出山田自転車道シェアサイクリング利用者を増やす取組となっているか。 ④広報の発信力 [10点] <ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールは、効果的でわかりやすいものか。 ・発信方法は効果的になるよう工夫されているか。 ⑤事業体制の確保 [10点] <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果検証方法は明確で適切か。 	
遂行能力に関する配点	<ul style="list-style-type: none"> ①業務実績 [5点] <ul style="list-style-type: none"> ・過去の業務実績に本業務に類似した実績がある。 ②実施体制の確保 [5点] <ul style="list-style-type: none"> ・本業務を安全に遂行するにあたり十分な人員と管理体制が確保できる。 ・事業スケジュールが具体的かつ効率的で無理がない。 	10点
所在地に関する配点	<ul style="list-style-type: none"> ①事業所所在地 [10点] <ul style="list-style-type: none"> ・地元事業者 …10点 ・準地元事業者 …5点 <p>※地元事業者とは、本社が市内にある企業である。 ※準地元事業者とは、本社は市内にないが、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を神戸市内に有する企業である。 ※共同企業体の場合は、代表企業および構成員すべてが地元事業者である場合は10点、代表企業および構成員のうち少なくとも1者が地元事業者である場合は5点、それ以外の場合は0点とする。</p>	10点
費用に関する配点	<ul style="list-style-type: none"> 提案費用の妥当性 [10点] <p>※費用評価点 = 10点満点 × (最低提案価格 ÷ 業者の提案価格)</p>	10点

※各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により順位を決定する。

- a. 【提案に関する配点】の合計点数が最も高い者
- b. aが同点の場合は、【遂行能力に関する配点】の合計点数が最も高い者

(2) 選定方法

- ①本企画提案の審査については、「『神出山田自転車道イベントにおける自転車イベント』企画・運営業務委託事業者選定委員会」(以下「事業者選定委員会」という)において、提出された企画提案書等に基づく、原則対面によるプレゼンテーションの内容に対して審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案を行った事業者を最優秀提案者として契約の相手方の候補者として選定する。
- ②プレゼンテーション
 - ア. 日時 令和8年6月11日(木)
 - イ. 場所 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館

(状況によってはオンラインでの実施となる場合があります。)

ウ. 内容 企画提案者によるプレゼンテーション

(10分程度、質疑応答は別途)

※説明は本業務に携わる者(責任者又はこれに準ずる者)が行うこと。

※説明の際は、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

※投影用ディスプレイ及び操作用PCは、事前に担当部署にて用意したものを使用
できることとする。

③注意事項

- ・応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- ・得点の合計が6割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ・応募者が1者のみの場合も、選定委員会において受託者してふさわしいかどうかを、プレゼンテーション審査によって審査する。
- ・委託予定事業者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を可能とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ 規格提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ⑥ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の審査員の総得点を掲示する。

また、応募者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日等を除く。)以内に、受託候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求められることができる。この場合、説明を求められることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日(休日等を除く。)以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

7. その他

- (1) 本プロポーザルの提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要領に修正や変更、追加等があった場合は、本市ホームページの「事業者募集」のページ内に掲載している内容を更新する。(https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html)
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (5) 本業務における成果品（業務を行う上で制作したデータ等）の著作権、所有権については、神戸市に帰属するものとする。
- (6) 必要性や不代替性その他の理由により第三者の利用許諾の元に使用する著作物がある場合には、見積り時に具体的な使用目的や使用方法等の詳細を明らかにすること。なお、申し出があった場合でも、第三者の著作権の使用を許諾するかどうかは本市の裁量による。
- (7) 企画提案書の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負う。
- (8) 応募（企画提案）に関わる書類について、期限後の提出や差し替え等は認めない。
- (9) 参加申込後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式7号）」により本要領8の担当部署に届け出ること。

8. 問い合わせ先及び書類の提出先

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館9階

神戸市経済観光局観光企画課

担当：下手・大町

電話：078-984-0361／FAX：078-984-0360

電子メールアドレス：kobe_tourism@city.kobe.lg.jp